

学校法人 鶴嶺学園  
神奈川社会福祉専門学校

学 則

# 学校法人 鶴嶺学園

## 神奈川県社会福祉専門学校

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 本校は、学校教育法及び私立学校法の規定に基づき社会福祉に関する専門的な知識及び技術を習得させ、職業若しくは、実際生活に必要な能力の育成と教養の向上を図ることを目的とする。

#### (名 称)

第2条 本校は、神奈川県社会福祉専門学校という。

#### (位 置)

第3条 本校の位置を、平塚市立野町1番1に置く。

### 第2章 課程及び学科・認可定員・修業年限・休業日等

#### (課程及び学科・認可定員・修業年限等)

第4条 本校の課程及び学科、収容定員、修業年限等は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の別	学級数	入学定員	修業年限	認可定員	始業及終業時刻 (授業日 曜日)
						4月入学生	
教育・ 社会福祉 専門課程	介護福祉科	昼	2	40人	2年	80人	9時10分から 18時00分まで
	社会福祉科	昼	2	40人	2年	80人	

(学年及び学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 専門課程の学期は次のとおりとする。

前期	4月1日から	8月31日まで
後期	9月1日から	3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 土曜日
  - (4) 夏期休業 8月1日から 9月15日まで
  - (5) 冬期休業 12月8日から 1月7日まで
  - (6) 学年始休業 4月1日から 4月10日まで
  - (7) 学年末休業 3月21日から 3月31日まで
  - (8) 開校記念日 5月2日
  - (9) その他校長が必要と認めた日
- ただし、上記(3)から(8)の休業日については、校長は必要に応じてその一部を授業（実習を含む）日とすることができる。

### 第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第8条 入学を許可された者は、時間割に従って授業を受けなければならない。

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

種 別 \ 課程名	教育・社会福祉専門課程	計
校 長	1	1
教 員	8	8
助 手	1	1
事務職員	2	2

2. 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

#### 第4章 入学、休学、退学、卒業等

(入学資格)

第10条 本校に入学することができる者は次に該当する者とする。

学校教育法第90条第1項の規定による大学に入学できる者とする。

(入学許可)

第11条 入学を希望する者には選考を行い、校長がこれを許可する。

2 編入学・転入学については別に定める。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、入学願書・高等学校卒業証明書（もしくは、大学に入学することができることを証する書類）に検定料を添えて、願出しなければならない。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は、許可のあった日から7日以内に入学の手続きをしなければならない。

(退 学)

第14条 生徒が退学しようとする時は、所定の書類にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(休 学)

第15条 生徒が病気その他やむを得ない理由により、1ヶ月以上出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえて願い出て許可を受けなければならない。

(復 学)

第16条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえて願い出て許可を受けなければならない。

(出席停止)

第17条 生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(成績考査)

第18条 前期・後期の各期ごとに成績考査を行う。

- 2 評価は定期試験、実習評価、授業態度、出席等を総合的に判断し、評価はA段階（80点以上100点）、B段階（70点以上80点未満）、C段階（60点以上70点未満）を合格とし、D段階（60点未満）を不合格とする。
- 3 必要に応じ、校長は追試験、再試験を行うことがある。
- 4 出席に関しては、教育課程表に定める授業時間数の3分の2（実習にあっては5分の4）未満の者について当該科目の履修の認定は行わない。

(進級及び卒業)

第19条 各学年の教育課程の終了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において試験等により認定を行う。

- 2 生徒が所定の全教育課程を終了したと認められるときは、卒業証書を授与する。
- 3 前項において、卒業を認められる者のうち、文部科学大臣が認める、教育・社会福祉専門課程介護福祉科及び社会福祉科を修了した者については、専門士（教育・社会福祉専門課程）と称することができる。

## 第5章 賞 罰

(ほう賞)

第20条 成績優秀にして他の模範となる者は、これをほう賞することがある。

(懲 戒)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを退学させることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくして出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第6章 納 付 金

(納付金)

第22条 本校の納付金は、次のとおりとする。

	課 程 名	介護福祉科納付金	社会福祉科納付金
授 業 料	教育・社会福祉 専門課程	年額 600,000 円	年額 600,000 円
入 学 金		250,000 円	250,000 円
入学検定料		20,000 円	20,000 円
演 習 費		年額 160,000 円	年額 160,000 円
施 設 費		年額 100,000 円	年額 100,000 円
維 持 費		年額 5,000 円	年額 5,000 円

- 2 在籍中の生徒の授業料は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 入学金は、入学許可のあった日から所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 上記のほか、教材費として教科書代、実習衣代、施設実習費等の実費を納付するものとする。
- 5 既に納入した納付金は、原則として返還しない。

## 第7章 健康衛生

(健康診断)

第23条 本校職員ならびに生徒に対して、年1回健康診断を実施する。

健康診断の結果は、本人に直接知らせるものとし、職員ならびに生徒は健康維持のため、必ず受診することとする。

## 第8章 附帯事業

(附帯事業)

第24条 本校の附帯事業は、次のとおりとする。

附帯事業の種類	昼夜の別	許可定員	修業年限(期間)	全授業時数	生徒納付金(円)	
					入学金	授業料
初任者研修 高専連携コース	昼	40	6ヶ月	130時間		1期間 63,600
レクリエーション 介護士講座	昼	30	2日間	12時間		1期間 39,000
介護福祉士 実習指導者講習会	昼	28	4日間	25時間		1期間 19,800

(受託事業)

第25条 本校の受託事業は、次のとおりとする。

受託事業の種類	昼夜の別	許可定員	修業年限(期間)	全授業時数	生徒納付金(円)	
					入学金	授業料
資質向上 訪問介護員 2級講座	昼	30		96時間		1期間 14,800

<付 則>

1. この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
3. この学則は、平成 6 年 9 月 1 日から施行する。
4. この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
5. この学則は、平成 8 年 3 月 1 日から施行する。
6. この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
7. この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
8. この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
9. この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。(校地・校舎)
10. この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。(収容定員・学年及び学期)
11. この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。(カリキュラム)
12. この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
13. この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。(カリキュラム)
14. この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(生徒納付金)
15. この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(学期、休業日、納付金等)
16. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(入学定員、転編入学、成績  
考査、カリキュラム等)
17. この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(カリキュラム)
18. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(カリキュラム)
19. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(カリキュラム)
20. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(カリキュラム)
21. この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(住所・終業時間  
カリキュラム)
22. この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(納付金)
23. この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(カリキュラム)